2　（略）

3　前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　第一項第五号ホ又は第六号ホに掲げる事項に係る届書　特定調剤業務を管理するために必要な体制に関する書類又は特定調剤業務を行うために必要な体制に関する書類

二　第一項第五号ヘ又は第六号ヘに掲げる事項に係る届書　特定調剤業務委託手順書の写し又は特定調剤業務受託手順書の写し

三　第一項第七号ホ又は第九号ホに掲げる事項に係る届書　受渡しを管理するために必要な体制に関する書類又は受渡しを行うために必要な体制に関する書類

四　第一項第七号ヘに掲げる事項に係る届書　受渡しの管理を行うことが可能な登録受渡店舗の店舗数の検証に関する書類

五　第一項第七号ト若しくはチ又は第九号ト若しくはチに掲げる事項に係る届書　受渡委託販売等業務手順書の写し又は受渡業務手順書の写し

4　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、第二項の届書には、第一条の二第六項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

（削る）

5　当該薬局において新たな受託薬局の開設者に対し特定調剤業務委託をしようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該受託薬局に係る第一条の二第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

6　当該薬局において新たな委託薬局の開設者から特定調剤業務委託を受けようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該委託薬局に係る第一条の二第四項各号に掲げる書類を添えなければならない。

7　当該薬局において新たな登録受渡業者に対し受渡委託をしようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該登録受渡業者に係る第一条の二第七項各号（同項第四号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

8　当該薬局において新たな薬局開設者又は店舗販売業者から受渡委託を受けようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局開設者又は店舗販売業者に係る第一条の二第八項第十号に掲げる書類を添えなければならない。

（取扱処方箋数の届出）

第十七条　令第二条の十四ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　令第二条の十四の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

第十八条の二　薬局開設者は、その薬局において実施する特定調剤業務の受委託若しくは受渡委託に係る業務を廃止し、休止し、又は休止した当該業務を再開したときは、三十日以内に、様式第八による届書をその許可を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

（医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合）

第三十九条　法第十四条第二項第三号ハ（同条第十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

2　（略）

2　（略）

（新設）

3　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条の二第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

4　当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（取扱処方箋数の届出）

第十七条　令第二条の十三ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　令第二条の十三の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

（新設）

（医薬品、医薬部外品又は化粧品として不適当な場合）

第三十九条　法第十四条第二項第三号ハ（同条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

2　（略）